



令和6年度 古賀市学童保育所入所申請のご案内



古賀市では保護者が就労等で家庭が留守になっている児童を対象に、『学童保育所』を設置しています。入所を希望される方は以下をお読みのうえ、お申込みください。

●学童保育所の対象者

市内の小学校に在籍する児童で、保護者の就労、入院等の理由により放課後等に留守家庭となっている児童。下記条件を満たしていることが必要です。

なお、これらの条件を満たしていない場合、もしくは満たさなくなった場合は入所および通所できません。

入所理由	詳細事項
・就労	自宅外で仕事をしていて保育できない場合 就労時間が14時以降終了かつ週3日以上勤務 ※ 「手伝い」は就労に含みません。 親族経営会社の就労は就労相当の賃金支給が必要です。
・自営業者	自宅内で日常の家事以外の労働をしていて保育することができない場合（営業時間は上記就労時間の条件と同じです。）
・病気 ・出産 ・介護	病気 保護者の心身に障がいがあり、保育できない場合 出産 保護者の出産で保育できない場合 利用期間 出産予定月の前月初日から、 産後2ヶ月後の日が属する月の末日まで 介護 親族が常時介護を必要とし、保育できない場合
・就学	就学および技能修得で保育する方がいない場合 （就学時間は上記就労時間の条件と同じです。）
・就労予定	求職中の場合 提出書類の「就労証明書」の期限は、4月入所申請の際のみ 3月19日までの提出が条件 （ただし4月からの就労が決定している場合は4月19日まで可）

●学童保育所の開所・閉所時間等

※R5. 9月現在

開所日	月曜日～金曜日	授業終了後～18時
	土曜日・春夏秋冬長期休み	8時30分～18時
閉所日：日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日）		

※災害やインフルエンザ等の理由で、学校が学級閉鎖等になる場合は、学童も同様の扱いになります。

※8月13・14・15日（お盆期間中）は学童がお休みになることがあります。

※仕事等の都合により、延長保育(19:00まで)を希望される方は、直接学童保育所にてお申し込みください。

また、延長保育は別途延長保育料がかかります。

※児童の安全確保のため、原則として保護者によるお迎えをお願いします。



●学童保育所の連絡先等 ※各学童保育所は小学校の敷地内にあります。 ※R5. 9月現在

学童保育所名	学童連絡先	定員	運営委託先
古賀東学童	092-942-7844	155	(学) すずき学園 (花鶴丘幼稚園) 092-944-1023
小野学童	092-946-2047	95	
花鶴学童	092-943-1235	160	
古賀西学童	092-944-4880	100	(福) 光会 (花見光こども園) 092-944-1152
花見学童	092-943-1910	102	
青柳学童	092-944-6026	85	
千鳥学童	092-944-2241	80	(学) 伊豆学園 (天照幼稚園) 092-942-6744
舞の里学童	092-942-4502	55	

●学童保育所負担金 (学童保育料)

区 分		保 育 料
同世帯から2人以上が入所し、そのうち3年生以下の児童が含まれる場合	3年生以下の最年少入所児童	6,000円/月
	上記以外の入所児童一人当たり	4,000円/月
上記以外の場合	3年生以下の入所児童一人当たり	6,000円/月
	4年生以上の入所児童一人当たり	4,500円/月

- 例) 4年生のみ入所の場合 → 4,500円/月
 兄:4年生 弟:1年生 入所の場合 → 兄4,000円/月 弟6,000円/月
 兄:5年生 弟:4年生 入所の場合 → 兄4,500円/月 弟4,500円/月

※就学援助対象者は学童保育料が軽減されます。

(毎年6月下旬頃に学校教育課で就学援助申請を受け付けますので、対象者は申請してください。)

・支払い方法と納付期限

以下の方法で銀行等の口座振替利用をお願いします。

・金融機関で手続きする場合

※口座振替の申込は古賀市内の金融機関で手続きをお願いします。

納付期限は原則として当月末日です。(ただし、12月と3月は異なります。)

月末日が土日祝日と重なる場合は、納付期限が翌日、翌々日に変更になります。

(例) 月末31日日曜日の場合、納付期限は翌月の月曜日1日になります。

・WEB口座振替で手続きする場合

下記QRコードからアクセスしてください。



～WEB口座振替サービス～

- ・振替を希望する月の前月末までにお申し込みください。
- ・詳細はQRコードからアクセスしてご確認ください。

・上記以外にお支払いいただくもの

おやつ代（月2,000円程度）、保険料（400円／年）、保護者会費 等

各学童保育所にてお支払いください。支払方法等につきましては直接学童保育所へお尋ねください。

・注意点等

- * 保育料は納期限内に必ずお支払いください。3ヶ月以上滞納された場合は、退所の対象となります(入所期間中の保育料等については納付となります。)

●学童保育所の申込みと入所までの流れ

	次年度入所一斉申込み	年度途中申込み
対象者	次年度に入所を希望する児童	年度の途中で保育が必要となった場合 (古賀市は年間を通した保育を行っています。途中入所は原則行っておりませんが新しく仕事をされるなど状況が変わったときには、年度途中の申込受付をしています(夏休み等の長期休みだけの申込受付はしていません。))
申込み期間	令和5年11月16日(木)から 30日(木) 期間内提出を厳守して下さい 提出が遅れると希望月からの 入所ができない場合があります ※広報・HP等で募集の案内をします。 提出先： ・新一年生→青少年育成課 (兄弟児が通所しているときは 学童保育所提出可能) ・新 規 →青少年育成課 ・現在通所の方 →学童保育所	入所を希望する月の前月20日まで ※ 前月20日までに必要書類を青少年育成課まで提出してください。
入所検討	1月～2月に実施	毎月20日以降
保護者へ連絡		毎月20日以降 入所可否について電話連絡をします。
入所説明	学童保育所にて説明会がありますので参加をお願いします(3月中)。	上記電話連絡後、学童保育所での説明を受けていただきます。
入所決定通知	2月中旬に内定通知を送付。 3月下旬に決定通知書を送付。	入所月初め 決定通知書を送付。
入 所		

※ 学童保育所の入所は、原則月初めです。

入所を希望される場合は、入所希望月の前月20日までに必要書類をすべて提出してください。

就労予定での入所の場合は、入所月の20日までに「就労証明書」の提出が必要です(提出がない場合は、1ヶ月で退所となりますので、申請時にはご注意ください。)

※ 育休復帰の際の入所は復帰日の属する月の初めからになります。

・申請時に、「就労証明書」の復職(予定)年月日の証明記載が必要です。

●入所申込み時の必要書類

- ① 学童保育所入所申請書 《様式第1号》
- ② 学童保育所児童台帳 《様式第2号》
- ③ 就労証明書（同世帯の20～60歳の方の全員分が必要）

入所理由	提出書類
○就労（自営業含む）	・就労証明書
○保護者の病気など 保護者の心身に障がいがあり、親族等も保育することができない場合 ○出産 母親の出産で保育できない場合 ○介護 親族を常時介護して保育する方がいない場合	○病気 ・診断書 ※障がい者手帳をお持ちの方は手帳のコピー ○出産 ・母子手帳出産予定日欄のコピー 期間：出産予定月の前月初日から、産後2ヶ月後の日が属する月の末日まで ○介護 ・介護（看護）申出書 ・要介護（看護）者の診断書
○就学 就学で保育する方がいない場合	・在学証明書 ・時間割等週の授業時間がわかるもの
○就労予定	・就労誓約書（学童保育所入所用） （用紙は、古賀市HPより印刷することができます。また、青少年育成課でも配布しています） ・入所月同月20日までに「就労証明書」を提出のこと ・4月入所申請の際のみ3月19日（火）までに就労証明書提出のこと（ただし4月からの就労が決定している場合は4月19日まで可）

●退所するとき

月末退所となります。退所希望月の20日までに「退所届」を提出ください。

例) 8月末退所希望 →8月20日までに提出

用紙は青少年育成課にて配布しています。または古賀市のHPからダウンロードしご利用ください。

提出先：古賀市役所 青少年育成課

●お願い・その他

*仕事を辞めた場合や転職した場合等、家庭の状況が変わった場合は、必ずご連絡ください。



<連絡先> 〒811-3192 古賀市駅東1-1-1
古賀市教育委員会 青少年育成課 青少年育成係
TEL 092-942-1172